

③施設・事業所の情報

「(3)施設・事業所」シートのY列～AJ列について、マニュアルを参照の上、必要事項を入力してください。

* 「(3)施設・事業所」シートのAK列～AU列については入力不要です。

(2) ファイルの提出

必要情報を入力しましたら、入力漏れや誤り等がないか確認の上、ファイルを**大津市電子申請サービス**により提出してください。

- ・ https://apply.e-tumo.jp/city-otsu-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4671

ファイルの容量が大きいため、メールでの受付はできません。

提出期限：**令和8年6月30日（火曜）**

!! 重要 !!

マニュアル P35～37 および P44 に記載されている提出期限は登録とりまとめ担当（滋賀県）からこども家庭庁への提出期限であり、事業所から大津市への提出期限ではありませんので、ご注意ください。

(3) その他の留意事項等

① 「G ビズ ID」または「法人番号」に変更が生じた学校設置者等

大津市へのファイル提出後、「(2)ファイルの提出」の提出期限までに「G ビズ ID」または「法人番号」に変更が生じた場合は、速やかにご相談ください。

なお、登録取りまとめ担当（滋賀県）からこども家庭庁への提出期限後に変更が生じた場合は、マニュアル P46 をご参照の上、別紙3「事業者情報変更届」に変更内容を記入し、こども家庭庁に提出してください。

② 登録内容の修正（令和8年6月～10月）について

登録とりまとめ担当（滋賀県）からこども家庭庁への提出期限後、こども家庭庁において登録内容の確認作業が行われます。

その結果、確認が必要と思われる事項があれば、登録いただいた担当者の連絡先にこども家庭庁から確認依頼が行われることがありますので、連絡を受けた場合は照会への返答や登録内容の補正にご対応いただきますようお願いします。